

(旧)

## 目 次 (案)

### 序 章 はじめに

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画が目指す将来像
- 3 計画の位置づけ（関連計画）
- 4 計画作成の体制・経過
- 5 計画の対象及び用語の定義

### 第1章 長野市の概要

- 1 自然的・地理的環境
- 2 社会的状況
- 3 歴史的背景

### 第2章 長野市の文化財

- 1 文化財に関するこれまでの調査
- 2 地域計画の作成に伴う調査
- 3 長野市の文化財の概要

### 第3章 長野市の歴史文化の特徴

- 1 歴史文化の特徴の整理の経緯
- 2 長野市の歴史文化の特徴

### 第4章 文化財の総合的な保存と活用

- 1 文化財の把握状況と課題
- 2 地域性から見た文化財の保存・活用の課題
- 3 目指すべき将来像を実現するための4つの基本方針と13の方針
- 4 文化財の保存と活用に関わる30の措置

### 第5章 関連文化財群

- 1 関連文化財群の考え方
- 2 長野市の関連文化財群

### 第6章 文化財の保存活用に向けた推進体制

- 1 進捗管理と評価の方法
- 2 推進体制
- 3 文化財の防災対策

### 別 章 指定等文化財の一覧

(新)

## 目 次 (案)

### 序 章 はじめに

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 計画が目指す将来像
- 3 計画の位置づけ（関連計画）
- 4 計画作成の体制・経過
- 5 計画の対象及び用語の定義

### 第1章 長野市の概要

- 1 自然的・地理的環境
- 2 社会的状況
- 3 歴史的背景

### 第2章 長野市の文化財

- 1 文化財に関するこれまでの調査
- 2 地域計画の作成に伴う調査
- 3 長野市の文化財の概要

### 第3章 長野市の歴史文化の特徴

- 1 歴史文化の特徴の整理の経緯
- 2 長野市の歴史文化の特徴

### 第4章 文化財の保存と活用の方針

- 1 文化財の総合把握・調査における課題
- 2 文化財の保存における課題
- 3 文化財の活用における課題
- 4 目指すべき姿を実現するための方針
- 5 文化財の保存と活用に関わる措置

### 第5章 関連文化財群

- 1 関連文化財群の考え方
- 2 長野市の関連文化財群

### 第6章 文化財の保存活用に向けた推進体制

- 1 進捗管理と評価の方法
- 2 推進体制
- 3 文化財の防災対策

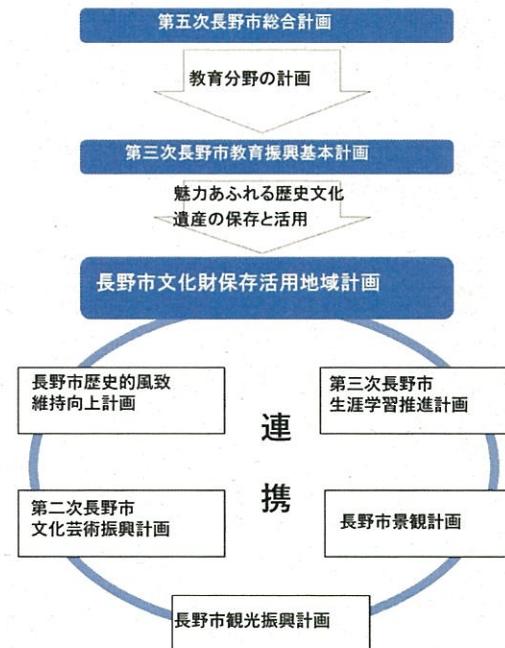
### 別 章 指定等文化財の一覧

(旧)

## 2 計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成したものである。また、本市の「第五次長野市総合計画」の教育分野の計画である「第三次長野市教育振興基本計画」の個別分野の計画に位置づき、文化芸術、生涯学習、まちづくり、景観、観光など、本市の諸計画と連携を図るものである。

また、「長野市歴史的風致維持向上計画」とは、文化財保護法第183条の3第4項に基づき調和を保つものである。

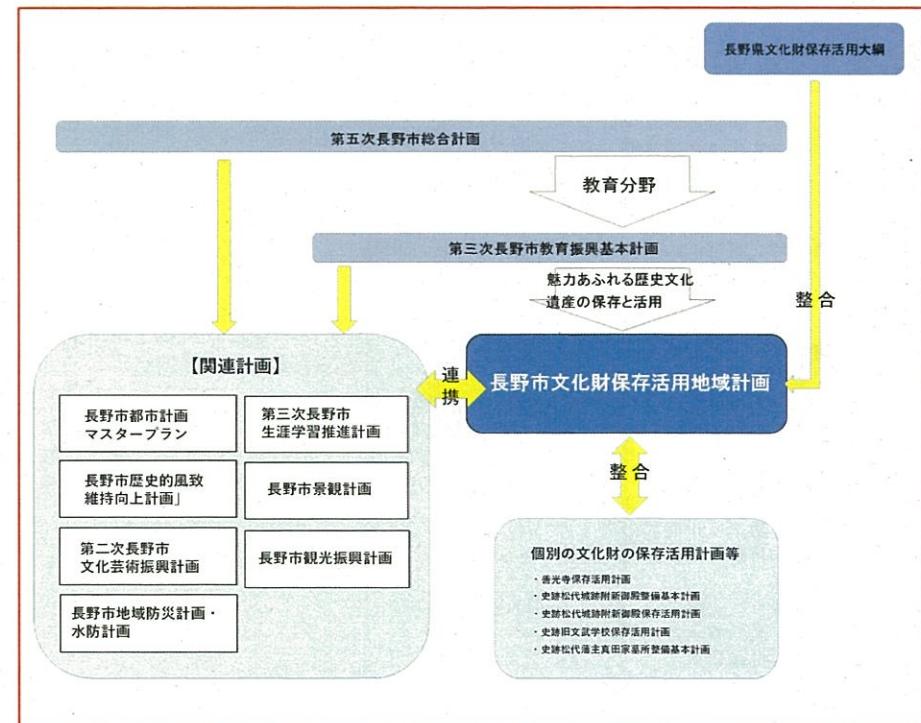


(新)

## 2 計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として作成したものである。また、本市の「第五次長野市総合計画」の教育分野の計画である「第三次長野市教育振興基本計画」の個別分野の計画に位置づき、文化芸術、生涯学習、まちづくり、景観、観光など、本市の諸計画と連携を図るものである。

また、「長野市歴史的風致維持向上計画」とは、文化財保護法第183条の3第4項に基づき調和を保つものである。



(新)

### 3 計画期間

計画期間は令和6年度（2024）から令和13年度（2031）までの8年計画とする。

### 4 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、事務局で計画案を作成し、長野市文化財保存活用地域計画協議会で検討を行い、長野市地方文化財保護審議会から意見を聴取した。またパブリックコメントによる市民からの意見を踏まえた。

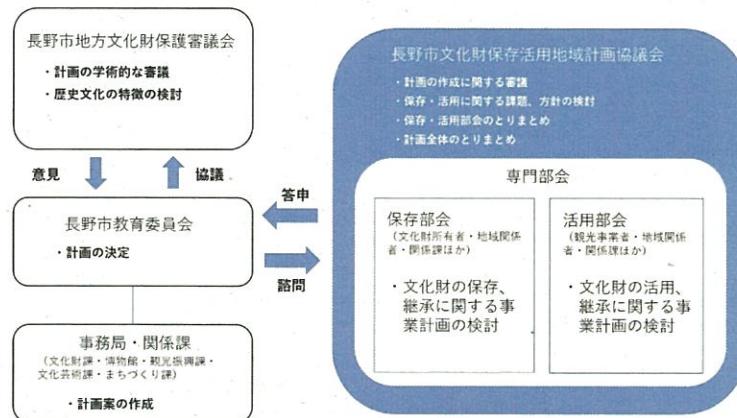


図 計画作成の体制

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和13年度（2031）までの8年間とする。

計画期間は、本市の最上位計画となる「第五次長野市総合計画」（平成29年度～令和8年）の改定を見通し、次期総合計画との整合を図るため、令和6年度（2024）から令和13年度（2031）までの8年計画とし、次期総合計画策定後には、総合計画の内容に応じて適宜見直しを図っていく。

また、見直しにあたって軽微な変更の場合は長野県を通じて文化庁に報告し、計画期間の変更や市内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更等の大きな変更が必要となった場合には、計画期間中であっても変更の認定を文化庁に申請するものである。

### 4 計画作成の体制・経過

本計画の作成にあたっては、長野市文化財保存活用地域計画協議会で、作成の調査、審議、意見聴取を行い、長野市地方文化財保護審議会からも意見を聴取した。また、パブリックコメント等による市民からの意見を踏まえた。

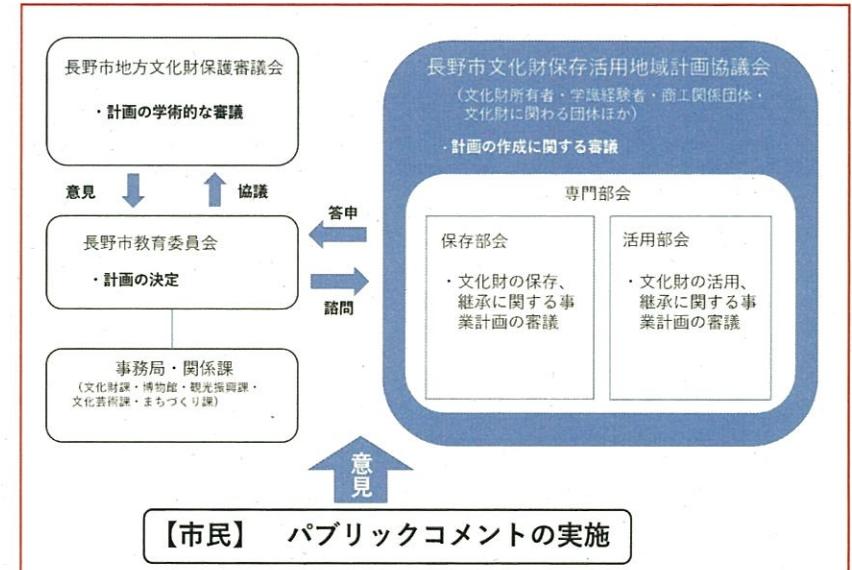


図 計画作成の体制

(旧)

## 5 計画の対象及び用語の定義

本計画では、市内に所在する次世代に継承すべき全ての文化財とその周辺環境を対象とする。本計画で用いる用語のうち、「文化財」と「文化財の周辺環境」について、以下のように定義した上で使用する。

### 文化財

本計画でいう「文化財」とは、文化財保護法第2条に規定されるもので、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）・民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、家屋、その他の物件）・記念物（貝塚・古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地並びに動物、植物、地質鉱物）・文化的景観・伝統的建造物群を指す。また、文化財保護法で保護の対象とされている埋蔵文化財・保存技術も「文化財」に含めている。

「文化財」の中には、国、県、市が指定、選択、選定、登録することにより行政による保護措置が講じられている指定等文化財と、地域の特徴をあらわしているものであっても行政による保護措置が講じられてこなかった未指定文化財があるが、本計画での「文化財」は、指定・未指定全てを包括したものである。

### 文化財の周辺環境

本計画でいう「文化財の周辺環境」とは、対象の文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等、対象となる文化財を取り巻き、相互に影響を与える事柄を指す。

(新)

表 長野市文化財保存活用地域計画策定の経過

開催日	会議名称	概要
令和4年2月2日	第1回 文化財保存活用地域計画協議会	<p>★諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的、計画の位置づけについて</li> <li>・計画作成の体制、スケジュールについて</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和4年3月	令和3年度第2回 地方文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の全体概要について</li> <li>■新型コロナウイルス感染防止のため、書面による意見聴取</li> </ul>
令和4年6月1日	文化財保存活用地域計画協議会 第1回活用部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の特徴・関連文化財群について</li> <li>・保存・活用に向けた課題、方針と現状の行政側の取り組みについて</li> <li>■概要説明、意見聴取</li> </ul>
令和4年6月9日	文化財保存活用地域計画協議会 第1回保存部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の特徴・関連文化財群について</li> <li>■ワークショップ形式で意見聴取</li> </ul>
令和4年7月26日	文化財保存活用地域計画協議会 第2回保存・活用合同部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の特徴・関連文化財群について</li> <li>■ワークショップ形式で意見聴取</li> </ul>
令和4年8月19日	令和4年度第1回 地方文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の特徴・関連文化財群について</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和4年8月31日	第2回 文化財保存活用地域計画協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史文化の特徴について</li> <li>・保存・活用の課題整理とそれに対応した4つの基本方針について</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和4年11月1日	保存部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存・活用に関わる措置、取り組みについて</li> <li>■ワークショップ形式で意見聴取</li> </ul>
令和4年11月7日	活用部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存・活用に関わる措置、取り組みについて</li> <li>■ワークショップ形式で意見聴取</li> </ul>
令和5年2月2日	第3回 文化財保存活用地域計画協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存・活用に関わる措置、取り組みについて</li> <li>・関連文化財群について</li> <li>・計画素案について（序章・第1章・第2章・第3章）</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和5年2月7日	令和4年度第2回 地方文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存・活用に関わる措置、取り組みについて</li> <li>・関連文化財群について</li> <li>・計画素案について（序章・第1章・第2章・第3章）</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和5年5月	第4回 文化財保存活用地域計画協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理と評価の方法、推進体制について</li> <li>・計画素案について（第4章・第5章・第6章）</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和5年8月	令和5年度第1回 地方文化財保護審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理と評価の方法、推進体制について</li> <li>・計画素案について（第4章・第5章・第6章）</li> <li>■意見聴取、審議</li> </ul>
令和5年9月	第5回 文化財保存活用地域計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の決定</li> <li>■中間答申</li> </ul>
令和5年10月～11月	文化財活用イベント&シンポジウム開催	

(旧)

(新)

令和5年12月	パブリックコメント実施	
令和6年2月	令和5年度第2回 地方文化財保護審議会	・パブリックコメントを反映した計画案について →意見聴取、審議
令和6年2月	第6回 文化財保存活用地域計画協議会	・パブリックコメントを反映した計画案について →意見聴取、審議 ★ 計画案の決定、答申

## 5 計画の対象及び用語の定義

本計画では、指定・未指定に関わらず、市内に所在する次世代に継承すべき全ての文化財を対象とする。本計画で用いる用語のうち、「文化財」と「文化財の周辺環境」については、以下のように定義した上で使用する。

### 文化財

本計画でいう「文化財」とは、文化財保護法第2条に規定されるもので、有形文化財（建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書、並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料）・無形文化財（演劇、音楽、工芸技術等）・民俗文化財（衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、家屋、その他の物件）・記念物（貝塚・古墳、都城跡、城跡、旧宅、庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳その他の名勝地並びに動物、植物、地質鉱物）・文化的景観・伝統的建造物群を指す。また、文化財保護法で保護の対象とされている埋蔵文化財・保存技術も「文化財」に含めている。

「文化財」の中には、国、県、市が指定、選択、選定、登録することにより行政による保護措置が講じられている指定等文化財と、地域の特徴をあらわしているものであっても行政による保護措置が講じられてこなかった未指定文化財があるが、本計画での「文化財」は、指定・未指定全てを包括したものである。

### 文化財の周辺環境

本計画でいう「文化財の周辺環境」とは、対象の文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等、対象となる文化財を取り巻き、相互に影響を与える事柄を指す。

(旧)

## 第1章 長野市の概要

### 1 自然的・地理的環境

#### (1) 位置

長野市は、日本のほぼ中央にある長野県の北部に位置する。東西 36.5km、南北 41.7km、面積は約 834.85 km<sup>2</sup>。標高の最高地点は、新潟県境に位置する高妻山の 2352.8m、最低地点は市の北東部に位置する千曲川下流端の 327.4m で、標高差は 2025.4m である。

長野市は、北西部の山地と南東部の長野盆地側で大きく地形が異なっている。北西部は標高 2000m を超える急峻な戸隠連峰、標高 1200m 以下の地すべりの多い比較的なだらかな山地があり、その山地を裾花川や土尻川が東へ流れ、犀川に合流する。犀川は、市の西側からほぼ東に向かって山地の中を蛇行しながら流れ、やがて千曲川に合流する。千曲川は市内を南西から北東方向に流れる。3 つの川の合流点の周辺一帯は善光寺平と呼ばれる盆地であり、河川の氾濫でできた平地が広がる。

#### (2) 地勢

長野市は、地形的に中央の長野盆地とその東西にある西部山地と東部山地に大別される。

この一帯は北部フォッサマグナ地域に含まれ、その海だった場所に堆積した新第三紀層がこれらの山地を構成している。西部山地の北には第四紀火山である飯縄火山が位置し、その山体や山麓は火山噴出物で構成される。長野盆地の周辺にある皆神山や髻山なども第四紀に噴火した小規模火山である。中央部にある長野盆地は、第四紀の中ごろから長野盆地西縁断層の活動が活発化して落ち込んだ部分で、そこに千曲川や犀川・裾花川等が運んだ河川性ないしは湖沼性の堆積物が堆積している。

西部山地は、約 1000 万年から 200 万年前にかけて、海底に堆積した泥・砂・礫などの地層や海底火山の噴出物である溶岩や凝灰角礫岩類が分布する。西部山地は、現在も隆起を続ける地域で、硬い地層である溶岩や凝灰角礫岩類でできた戸隠連峰や虫倉山系、富士の塔山から三登山にかけての部分は、険しい山地をつくる。これらの海成層からは、日本の石油産業の発祥の地ともなった浅川産の石油や、市内各地から海生の貝類をはじめ各種の化石を産出する。また、雪の多い戸隠連峰から流下する裾花川は水量も多く、この地域が隆起を続けていることによって浸食が進み、地層が連続して露出している。地層の積み重なりや化石の産出状況、各種の堆積構造、風化・浸食でできた構造や地形を学ぶ

(新)

## 第1章 長野市の概要

### 1 自然的・地理的環境

#### (1) 位置

長野市は、日本のほぼ中央にある長野県の北部に位置する。東西 36.5km、南北 41.7km、面積は約 834.85 km<sup>2</sup>。標高の最高地点は、新潟県境に位置する高妻山の 2352.8m、最低地点は市の北東部に位置する千曲川下流端の 327.4m で、標高差は 2025.4m である。

長野市は、北西部の山地と南東部の長野盆地側で大きく地形が異なっている。北西部は標高 2000m を超える急峻な戸隠連峰、標高 1200m 以下の地すべりの多い比較的なだらかな山地があり、その山地を裾花川や土尻川が東へ流れ、犀川に合流する。犀川は、市の西側からほぼ東に向かって山地の中を蛇行しながら流れ、やがて千曲川に合流する。千曲川は市内を南西から北東方向に流れる。3 つの川の合流点の周辺一帯は善光寺平と呼ばれる盆地であり、河川の氾濫でできた平地が広がる。

#### (2) 地勢

長野市は、地形的に中央の長野盆地とその東西にある西部山地と東部山地に大別される。

この一帯は北部フォッサマグナ地域に含まれ、その海だった場所に堆積した新第三紀層がこれらの山地を構成している。西部山地の北には第四紀火山である飯縄火山が位置し、その山体や山麓は火山噴出物で構成される。長野盆地の周辺にある皆神山や髻山なども第四紀に噴火した小規模火山である。中央部にある長野盆地は、第四紀の中ごろから長野盆地西縁断層の活動が活発化して落ち込んだ部分で、そこに千曲川や犀川・裾花川等が運んだ河川性ないしは湖沼性の堆積物が堆積している。西部山地は、約 1000 万年から 200 万年前にかけて、海底に堆積した泥・砂・礫などの地層や海底火山の噴出物である溶岩や凝灰角礫岩類が分布する。西部山地は、現在も隆起を続ける地域で、硬い地層である溶岩や凝灰角礫岩類でできた戸隠連



## (旧)

之御子社)の名が文献に現れるようになるのは平安時代に入ってからである。善光寺は10世紀に成立した『僧妙達蘇生注記』が初出とされる。戸隠山は平安初期には戸隠が山岳密教の靈山として注目されていたが、文献では11世紀初め、歌人の能因法師がまとめた『能因歌枕』の中に信濃の歌枕の一つとして「とがくし」があげられており、この頃よりその存在が中央にも認め知られるようになってきたことがわかる。

### オ 横田河原の戦い

平安時代末頃には荘園の荘官のなかで武力によって勢力を伸ばす者が現れ互いの勢力の伸長を巡って戦さが繰り広げられるようになって行く。そうした時代にあって、武力で藤原氏に代ったのが平氏であった。信濃国も平家の武士が有力であったが、治承4年(1180)9月、平家追討のために、木曾義仲が挙兵し、京を目指して北上した。木曾義仲は挙兵後、すぐに市原合戦(善光寺合戦)で平家の笠原頼直を討ち、翌年の養和元年(1181)6月には、越後の城資職を篠ノ井横田の地で破った。(横田河原の戦い)。

### (3) 鎌倉時代～戦国時代

#### ア 善光寺門前町の成立と発展

善光寺は治承3年(1179)に焼失したが、源平合戦に勝利した源頼朝の命によって10年後の建久2年(1191)に再建された。鎌倉幕府の主導による善光寺再建は、全国で有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造の流行を呼び、鎌倉時代後期になると善光寺信仰は全国各地へ広がった。それに伴って善光寺への参詣路も整備された。鎌倉時代後半に成立し浄土宗の教えを弘めた『一遍聖絵』は、三国伝来の如来信仰の聖地として当時の善光寺や門前の賑わいを余すところなく伝えている。この時代に善光寺に参詣したことが記録からわかる人物には源頼朝をはじめとして一遍、久我雅忠の娘二条、他阿真教などがあり、伝承としては親鸞の名も伝えられている。

#### イ 戦乱の時代

鎌倉幕府が滅亡すると、北条高時の遺児で中先代と呼ばれた北条時行が諫訪氏を頼って挙兵し、八幡河原、篠井河原、四宮河原で信濃守護小笠原貞宗方と戦った。

室町時代になると濃国守護に任じられた小笠原長秀に在地の国人領主らが反発し、応永7年(1400)には、信濃国に入国した小笠原長秀に対し、東北信地方の国人領主たちが一揆を結び反抗し、篠ノ井塙崎を戦場に長秀軍を敗退させる大塔合戦が起こっている。

戦国時代になると北信濃は領地争奪の場となる。特に武田と上杉による川中島の合戦は北信濃一帯を戦場に、複数回にわたって戦いが繰り広げられたとされる。この合戦により善光寺の本尊や仏具そして衆徒までもが、武田・上杉両

## (新)

る。10世紀後半以降は末法思想の影響で豊野町の鷲寺や篠ノ井の長谷寺などで經塚が作られるようになるなど、北信濃一帯における観音信仰や末法思想の広がりから、善光寺信仰や戸隠信仰が生まれたことがうかがわれる。

長野市の代表的な社寺である善光寺と戸隠神社(奥社・中社・宝光社・九頭龍社・火之御子社)の名が文献に現れるようになるのは平安時代に入ってからである。善光寺は10世紀に成立した『僧妙達蘇生注記』が初出とされる。戸隠山は平安初期には戸隠が山岳密教の靈山として注目されていたが、文献では11世紀初め、歌人の能因法師がまとめた『能因歌枕』の中に信濃の歌枕の一つとして「とがくし」があげられており、この頃よりその存在が中央にも認め知られるようになってきたことがわかる。

### オ 横田河原の戦い

平安時代末頃には荘園の荘官のなかで武力によって勢力を伸ばす者が現れ互いの勢力の伸長を巡って戦さが繰り広げられるようになって行く。そうした時代にあって、武力で藤原氏に代ったのが平氏であった。信濃国も平家の武士が有力であったが、治承4年(1180)9月、平家追討のために、木曾義仲が挙兵し、京を目指して北上した。義仲は挙兵後、すぐに市原合戦(善光寺合戦)で平家の笠原頼直を討ち、翌年の養和元年(1181)6月には、越後の城資職を篠ノ井横田の地で破った。(横田河原の戦い)。

### (3) 鎌倉時代～戦国時代

#### ア 善光寺門前町の成立と発展

善光寺は治承3年(1179)に焼失したが、源平合戦に勝利した源頼朝の命によって10年後の建久2年(1191)に再建された。鎌倉幕府の主導による善光寺再建は、有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造の流行を呼び、鎌倉時代後期になると善光寺信仰は全国各地へ広がった。それに伴って善光寺への参詣路も整備された。鎌倉時代後半に成立し浄土宗の教えを弘めた『一遍聖絵』は、三国伝来の如来信仰の聖地として当時の善光寺や門前の賑わいを余すところなく伝えている。この時代に善光寺に参詣したことが記録からわかる人物には源頼朝をはじめとして一遍、久我雅忠の娘二条、他阿真教などがあり、伝承としては親鸞の名も伝えられている。

#### イ 戦乱の時代

鎌倉幕府が滅亡すると、北条高時の遺児、北条時行が諫訪氏を頼って挙兵し、八幡河原、篠井河原、四宮河原で信濃守護小笠原貞宗方と戦った。(中先代の乱)

室町時代になると信濃国守護に任じられた小笠原長秀に在地の国人領主らが反発し、応永7年(1400)には、信濃国に入国した小笠原長秀に対し、東北信地方の国人領主たちが一揆を結び反抗し、篠ノ井塙崎・ニツ柳周辺を戦場に長秀軍を敗退させる大塔合戦が起こっている。

## (旧)

軍によって持ち去られ、門前町が衰退するなどこの地に大きな影響を与えた。善光寺如来は弘治元年（1555）に武田方によって善光寺から移され、以来慶長3年（1598）に豊臣秀吉の命によって京都方広寺から善光寺に戻されるまでの約40数年間、そのときどきの権力者の意向によって各地への流転を余儀なくされた。

なお、川中島の合戦の際、武田方の拠点として松代に造られた海津城は、江戸時代に入ると川中島四郡（高井郡・水内郡・更級郡・埴科郡）を治める信濃国最大の領國の中核として発展していく。

### （4）江戸時代

#### ア 交通運輸

江戸時代になると主要五街道に次ぐ脇街道として北国街道が整備された。北国街道は追分宿（軽井沢町）で中山道から分岐し、矢代宿（千曲市）を過ぎて二つに分かれる。一つは、丹波島宿～善光寺宿～牟礼宿（飯綱町）に至るルート。もう一つは、松代城下町を通り、福島宿（須坂市）～長沼宿～牟礼宿に向かうルートであった。長沼城と松代城を結ぶ後者は戦国時代から江戸時代初期における主要ルートであったが、次第に善光寺町を通るルートが主となっていき、松代道は犀川の洪水による舟留めの際の迂回路として利用されるようになった。北国街道の発展はそれに接続する大坂街道や三原道、峰街道といった脇往還の発展も促した。また江戸時代後半には千曲川や犀川で舟運が開通し、陸上交通とともに江戸時代の物流の一翼を担った。

一方、江戸時代「山中」と呼ばれた長野盆地西部中山間地域での交通の要衝だったのが鬼無里である。鬼無里は松代、戸隠、高府、安曇野に通ずる道の分岐点であったため、早くから六斎市として市の開設が許可され、その後には九斎市となった。これらの市は今の鬼無里町地区に立ち、ここで主に麻、楮、和紙が取り扱われた。鬼無里にある土倉文珠堂は白馬からの山越えの道沿いに建ち、内陣には幕末から明治にかけてこの道を行き交った人たちの落書きが記されており、往時の賑わいの一端をうかがうことができる。

#### イ 真田十万石の城下町松代

江戸時代、長野市域の大半は松代藩領で占められ、そこに善光寺や戸隠山といった寺社領、飯山藩領、須坂藩領、上田藩領、塩崎知行所などが所在した。

信濃国の中で最も規模が大きかった松代藩の政庁である松代城は、川中島の戦いの際、武田信玄が築いた海津城がそのはじまりとされる。その後、権力者の変遷と共に城主らも頻繁に入れ替わったが、元和8年（1622）真田信之が上田から松代へ移封され、松代藩真田家の初代藩主となると、既に形作られつつあった松代城下町に上田から真

## (新)

戦国時代になると北信濃は領地争奪の場となる。特に武田と上杉による川中島の合戦は北信濃一帯を戦場に、複数回にわたって戦いが繰り広げられたとされる。この合戦により善光寺の本尊や仏具そして衆徒までもが、武田・上杉両軍によって持ち去られ、門前町が衰退するなどこの地に大きな影響を与えた。善光寺如来は弘治元年（1555）に武田方によって善光寺から移され、以来慶長3年（1598）に豊臣秀吉の命によって京都方広寺から善光寺に戻されるまでの約40数年間、そのときどきの権力者の意向によって各地への流転を余儀なくされた。

なお、川中島の合戦の際、武田方の拠点として松代に造られた海津城は、江戸時代に入ると川中島四郡（高井郡・水内郡・更級郡・埴科郡）を治める信濃国最大の領國の中核として発展していく。

### （4）江戸時代

#### ア 交通運輸

江戸時代になると主要五街道に次ぐ脇街道として北国街道が整備された。北国街道は追分宿（軽井沢町）で中山道から分岐し、矢代宿（千曲市）を過ぎて二つに分かれる。一つは、丹波島宿～善光寺宿～牟礼宿（飯綱町）に至るルート。もう一つは、松代城下町を通り、福島宿（須坂市）～長沼宿～牟礼宿に向かうルートであった。長沼城と松代城を結ぶ後者は戦国時代から江戸時代初期における主要ルートであったが、次第に善光寺町を通るルートが主となっていき、松代道は犀川の洪水による舟留めの際の迂回路として利用されるようになった。北国街道の発展はそれに接続する大坂街道や三原道、峰街道といった脇往還の発展も促した。また江戸時代後半には千曲川や犀川で舟運が開通し、陸上交通とともに江戸時代の物流の一翼を担った。

一方、江戸時代「山中」と呼ばれた長野盆地西部中山間地域は、麻や和紙といった物産の産地であったため、流通の拠点として早くも慶長12年（1607）には新町（信州新町）に九斎市、天和3年（1683）には鬼無里に六斎市の開設が許可され、それぞれ物産の集積・流通の要所として栄えた。新町は松本と善光寺を結ぶ主要地となり、犀川に架かる久米路橋は松本藩領へと続く主要な道として口留番所が置かれた。さらに幕末には松本～信州新町間の犀川通船が開設され、物流の大動脈となった。鬼無里は松代、戸隠、高府、安曇野に通ずる道の分岐点にあったことから市が立ち、ここで主に麻、楮、和紙が取り扱われた。白馬から善光寺へ向かう道沿いに建つ鬼無里土倉の文殊堂の内陣には、幕末から明治にかけてこの道を行き交った人たちの落書きが記されており、往時の賑わいの一端をうかがうことができる。

(旧)

て造立された石造宝篋印塔が3件（若穂川田、七二会、第二地区）指定されている。

木造では室町時代、応永12年（1405）の棟札が残る松代地区の源閑神社本殿と、様式から室町時代頃のものとされる浅川地区的諏訪神社本殿の2件、以上7件が江戸時代より前の建造物である。

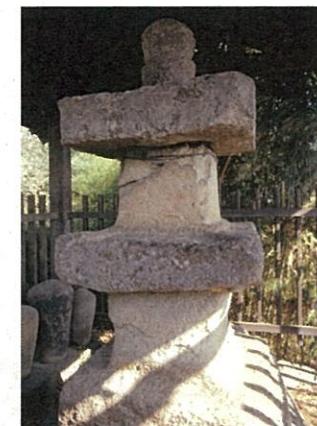
江戸時代のものとしては、社寺（古牧地区守田遁神社本殿、鬼無里地区松巖寺経蔵・観音堂・鎮守堂など）、武家住宅の表門（松代地区旧白井家表門など）、鐘楼（旧松代藩鐘楼など）、武家住宅（松代地区旧樋口家住宅）、靈屋（松代地区大鋒寺真田信之靈屋）、石造物（吉田地区の中越の庚申塔など）など、合わせて41件、明治以降のものでは神社建築（鬼無里地区的荒倉山神社本殿、大岡地区的塩竈神社など）が多くを占め、そのほかに学校建築（更北地区的旧作新学校本館）と町屋（松代地区的旧金箱家住宅）が指定されている。

国の登録有形文化財136件は江戸時代後半から明治時代のものが大部分を占める。地区では松代地区に81件（寺社、店舗、個人住宅など）、第一～第五地区に17件（旅館、商店の店舗など）と、この両地区に集中している。

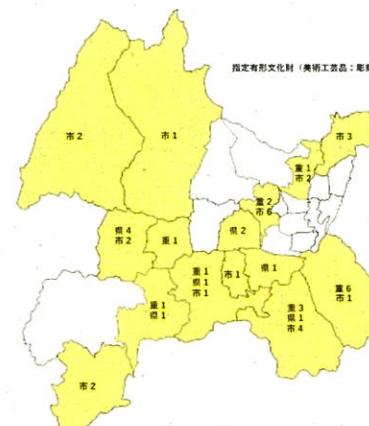
#### イ 有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品は国指定では重要文化財が23件、重要美術品が6件、県宝が20件、市指定が141件となっている。このうち彫刻の地区別分布が右図になる。

重要文化財のうち若槻地区の小金銅仏（銅造觀音菩薩立像）が白鳳時代のもので最も古い。若穂地区の清水寺は大正5年（1916）火事で焼失したのちに奈良県から仏像を迎えたが、そのうち木造聖觀音立像ほか6軸の木造仏がいずれも平安時代から鎌倉時代初頭の作



市指定 石造多層塔



(新)

て造立された石造宝篋印塔が3件（若穂川田、七二会、第二地区）指定されている。

木造では室町時代、応永12年（1405）の棟札が残る松代地区的源閑神社本殿と、様式から室町時代頃のものとされる浅川地区的諏訪神社本殿の2件、以上7件が江戸時代より前の建造物である。

江戸時代のものとしては、社寺（古牧地区守田遁神社本殿、鬼無里地区松巖寺経蔵・観音堂・鎮守堂など）、武家住宅の表門（松代地区旧白井家表門など）、鐘楼（旧松代藩鐘楼など）、武家住宅（松代地区旧樋口家住宅）、靈屋（松代地区大鋒寺真田信之靈屋）、石造物（吉田地区の中越の庚申塔など）など、合わせて41件、明治以降のものでは神社建築（鬼無里地区的荒倉山神社本殿、大岡地区的塩竈神社など）が多くを占め、そのほかに学校建築（更北地区的旧作新学校本館）と町屋（松代地区的旧金箱家住宅）が指定されている。

国の登録有形文化財136件は江戸時代後半から明治時代のものが大部分を占める。地区では松代地区に81件（寺社、店舗、個人住宅など）、第一～第五地区に17件（旅館、商店の店舗など）と、この両地区に集中している。

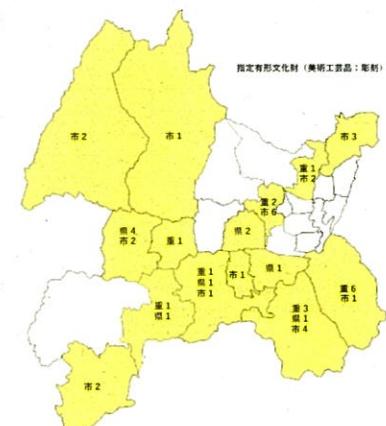
#### イ 有形文化財（美術工芸品）

美術工芸品は国指定では重要文化財が23件、重要美術品が6件、県宝が20件、市指定が77件となっている。このうち彫刻の地区別分布が右図になる。

重要文化財のうち若槻地区の小金銅仏（銅造觀音菩薩立像）が白鳳時代のもので最も古い。若穂地区の清水寺は大正5年（1916）火事で焼失したのちに奈良県から仏像を迎えたが、そのうち木造聖觀音立像ほか6軸の木造仏がいずれも平安時代から鎌倉時代初頭の作



市指定 石造多層塔



(旧)

## (2) 未指定の文化財

既往資料調査の中で、抽出した文化財から指定文化財を除いたものが未指定の文化財数となる。(5,055件。未指定文化財リストは附章に掲載)下に地区別種類別数を示した。

地区別種類別未指定文化財数

地区	有形文化財							無形文化財		無形民俗文化財		史跡	天然記念物			地区別合計				
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料	考古資料	芸能	その他の文化財	有形民俗文化財	風俗習慣	民俗芸能	名勝地	植物	動物	地質鉱物		
第一	4			1			29					11	8	9				62		
第二	10	28	2	2			182	11	1			7	5	33				281		
第三	2						5					2	5	2				16		
第四	11						35					2	3	3				54		
第五	3						7					4	1					15		
芦田	3						354	2				24	7	13				403		
古牧	23	4	4	3			6					45	3	16	13			117		
三輪	1						49					2	4	12				68		
吉田	2						10	1				11	6	23				53		
古里	22						15					7	9	16				69		
柳原							17			1		5		11				34		
浅川							7					22	4	25			1	59		
大豆島	10						18					12	5					45		
朝陽	1						18					9	14	8				50		
若槻	61	18					28	1				12	86					206		
長沼	26	1	2	2	2	24						3	10	2	3			75		
安茂里	15	3	20	2	2		130	5	5			15	16	74				287		
小田切	51						42	1				2		15	8	15	5	139		
芋井	2	1					20					27	12	24				86		
篠ノ井	44	4	1	1	113	6						24	45	111				349		
松代	79	20	10	7	2	1	152	5	1	1		1	22	23	122			446		
若穂	102	2	49	1			119	11	3			2	28	32	94		1	444		
川中島	26					1	79					1	21	32	14			174		
更北	45	7	4	1			149	1	1			1	19	24	17			269		
七二会	18						130					4	14	26				192		
信更	66				5	30	1					50	7	76				235		
豊野							95					7	109					211		
戸隠	30											6	47	58				141		
鬼無里	4	3	1				134					1	12	30	1			186		
大岡	37		1		1	125						3	17					184		
信州新町	3											9	58					70		
中条	1								1			10	23					35		
計	702	68	116	15	15	5	2122	36	20	1	2	5	369	389	1141	11	31	1	6	5055

(新)

## (2) 文化財保護法以外の指定文化財

## ア 歴史的風致形成建造物

長野市歴史的風致維持向上計画で定められた重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、重要な建造物として指定されているもの。現在は3件指定されているが、いずれも文化財保護法による指定や登録の対象にもなっている。

番号	名称 【区分:建築時】 【所在地】	写真	所有者	備考
第1号	大英寺 本堂・表門 (寺院) 【松代町松代】		大英寺	県指定文化財
第2号	松巖寺 観音堂 (寺院) 【鬼無里】		松巖寺	市指定文化財
第7号	常徳院 門 (門) 【善光寺】		個人	国登録有形文化財

## イ 景観重要建造物

特色のある景観形成を特に推進する地区の景観形成上、維持・保全する価値があり、その地域のシンボル的な景観を生み出している建造物として、景観法に基づき、長野市景観審議会の審議を経て指定されているもの。長野市には7件の建造物が指定されている。

ウ 長野市伝統環境保存区域内における伝統環境を構成している建造物等  
及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と思われる物件

長野市伝統環境保存条例(以下、伝統環境保存条例)に基づき定められた長野市伝統環境保存計画により設定された保存区域内で伝統環境を構成している建造物、庭園、水路。長野市松代地区表柴町・代官町・馬場町・竹山町が保存区域に設定されており、その区域内の江戸時代～明治時代に建てられた建造物、庭園、及び水路



(旧)

### 第3章 長野市の歴史文化の特徴

#### 1 歴史文化の特徴の整理の経緯

長野市の多様な文化財の価値や魅力を理解し、保存・活用を考えるうえで文化財を生んだ長野市の歴史文化の特徴を踏まえることが重要である。

長野市では歴史文化の特徴の抽出にあたって、事務局職員によるワーキンググループでキーワードを出し合い、これらを空間的視点（自然環境や地形）・地域社会的観点（出来事やテーマ）・歴史的観点（時代区分）から整理し、保存活用地域計画協議会でのワークショップを経て、地質学的視点、地政学的視点、信仰的視点、政治・経済的視点、民俗的視点の5つにまとめた。

(新)

### 第3章 長野市の歴史文化の特徴

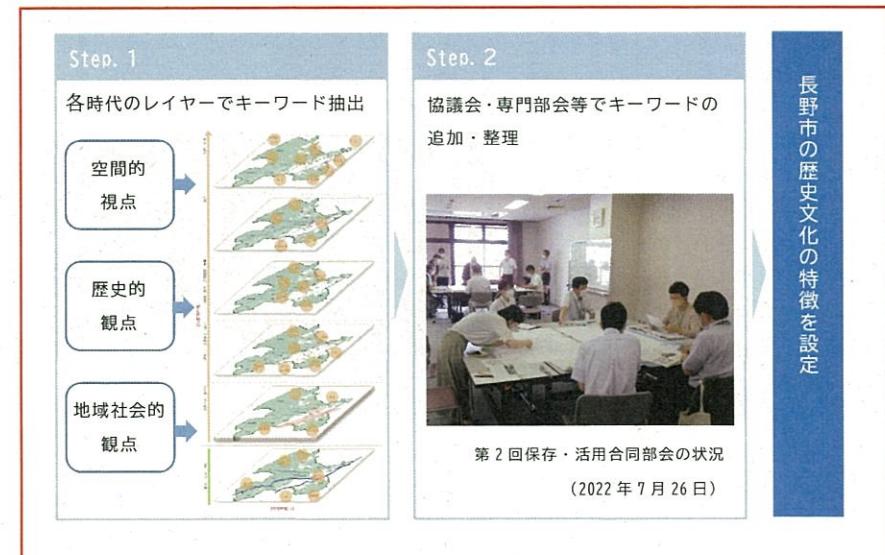
#### 1 歴史文化の特徴の整理の経緯

##### (1) 歴史文化の定義と特徴

「歴史文化」とは、文化財とその周辺環境（文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等）とが一体となったものを意味する。よって「長野市の歴史文化の特徴」とは、長野市固有の歴史や文化にまつわる地域的な特色や、長野らしさをかたち作る文化財と、その周辺環境のことを示す。長野市の多様な文化財の価値や魅力を理解し、保存・活用を考えるうえで文化財を生んだ長野市の歴史文化の特徴を踏まえることは重要である。

##### (2) 歴史文化の特徴の整理の方法

歴史文化の特徴の抽出にあたって、空間的視点（自然環境や地形）や歴史的観点（時代区分）、地域社会的観点（出来事やテーマ）から想定される長野市のキーワードを出し合い、保存活用地域計画協議会での検討を重ねて、主なキーワードを抽出した。それらのキーワードを地質学的特徴、交流拠点としての特徴、人々の信仰としての特徴、政治・経済的な特徴、生活文化の特徴という視点からまとめ直し、5つの歴史文化の特徴を抽出した。



(旧)

(新)

◎長野市の歴史文化の特徴として抽出されたキーワード

		地質的特徴	交流拠点	人々の信仰	政治・経済	生活文化
時代区分	自然	海だった長野 / 地すべり / 地下資源 / 地殻変動	千曲川 / 犀川	山岳 / 溝水地	複合扇状地 / 千曲川 / 犀川	複合扇状地 / 千曲川 / 犀川 / 西山
原始	地下資源	環濠集落				
古代	シナノの呼称由来			飯縄山 / 善光寺縁起 / 戸隠山 / 水神信仰 / 修験 / 莊園	前方後円墳 / 大室古墳群 /	
中世		大塔合戦 / 横田河原合戦 / 中先代の乱 / 山城 / 川中島合戦	善光寺聖 / 善光寺如来の流転	善光寺門前		
近世	戊の満水 / 善光寺地震 / 鉱山開発	北国街道 / 渡し場	戸隠信仰 / 戸隠講 / 宿坊群 / 戸隠修験 / 里修験 / 皆神修験 / 作仏聖 / 出開帳	善光寺本堂再建 / 門前町 / 善光寺道 / 城下町松代 / 真田家の大名道具	都市祭礼 / 麻 / 山中紙 / 漆 / 二毛作 / 粉食 / 養蚕 / 通船 / 用水 / 善光寺門前の防火対策	
近代・現代	石油 / 松代群発地震	土木遺産	神仏分離 / 善光寺講と宿坊 / 絵解き	県庁 / 鉄道 / 近代建築物 / 善光寺御開帳	商品作物 / 祭屋台 / 獅子神楽 / 竹細工 / 養蚕 / 製糸業 / 煙火大会 / 渔労 /	

歴史文化の特徴 1

歴史文化の特徴 2

歴史文化の特徴 3

歴史文化の特徴 4

歴史文化の特徴 5

◎歴史文化の特徴一覧

歴史文化の特徴 1	激動の大地がもたらす恵みと災い
歴史文化の特徴 2	人々が交わる地「長野」
歴史文化の特徴 3	信仰が息づくまち「長野」
歴史文化の特徴 4	政治経済の中心「長野」
歴史文化の特徴 5	「長野」に人々の暮らしと文化

